


## 新型コロナウイルス感染症関連情報

### ■熱中症防止のため、屋外でマスクの必要がない場面ではマスクを外すことを推奨します

**屋外でマスクの必要ない場面**

- ・人との距離(2メートル以上を目安)が確保できる
- ・距離は確保できないが、会話をほとんど行わない



屋外で人とすれ違う  
子どもの密にならない外遊び

\*屋内でも、図書館での読書や個人学習などで、人との距離(2メートル以上を目安)が確保でき、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。

マスクの着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要ですが、夏場は熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面【左図】では、マスクを外すことを推奨します。マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避などの基本的な感染防止対策を継続し、通勤ラッシュ時や人混みの中、高齢の方と会う時や病院に行くときはマスクを着用しましょう。ただし、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないようお願いいたします。なお、小学校就学前の子どもは、人との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分に注意したうえで着用しましょう。

### ■新型コロナワクチンの接種をご検討ください

個別接種を行う医療機関や集団接種会場では、引き続き、ワクチンの接種を行っています。集団接種会場では武田社ワクチン(ノババックス)の接種も受けられるようになりました。詳しくは、[千葉市 コロナワクチン](#)

#### 相談・問い合わせ

市コロナワクチン接種コールセンター  
☎0120-57-8970

8:30~21:00(土・日曜日は18:00まで)

耳や言葉の不自由な方

☎cv-call@city.chiba.lg.jp ☎245-5128

市ワクチン接種  
予約サイト



#### ワクチン接種予約方法相談窓口

予約方法や接種を受けられる医療機関などについて、対面でご案内します(接種の予約や医療的な内容の相談はできません)。

日時 平日9:00~17:00

会場 中央区地域振興課くらし安心室(きぼーる11階)、  
花見川区地域振興課(区役所2階)、稲毛区地域振興課くらし  
安心室(区役所2階)、若葉区地域振興課くらし安心室(区役  
所1階)、緑区地域振興課くらし安心室(区役所2階)、美浜区  
地域振興課くらし安心室(区役所1階)

### ■低所得の子育て世帯向け給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などの影響に直面している低所得の子育て世帯に対する支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 子育て世帯 給付金](#)

#### ひとり親世帯以外

支給対象 次のいずれかに該当する方

- ・4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
- ・来年2月末までに新たに児童手当または特別児童扶養手当の資格の認定を受けた方
- ・2004年(平成16年)4月2日~2007年(平成19年)4月1日に生まれた子を養育している方

支給要件 ・2022年度分の住民税均等割が非課税  
・1月1日以降の収入が住民税均等割非課税相当の収入に減少した方

支給額 対象児童1人につき5万円

支給時期 7月下旬以降

☎市子育て世帯給付金事務局 ☎400-2603  
こども企画課 ☎245-5547

#### ひとり親世帯分

支給対象 次のいずれかに該当する方

- ①4月分児童扶養手当受給者
- ②公的年金給付等受給により児童扶養手当を受給していない方で、2020年中の収入が児童扶養手当の対象となる水準の方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

支給額 対象児童1人につき5万円

申請方法 ②③来年2月28日(火)までに申請書を、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課に郵送または持参。①は手続き不要。  
☎こども家庭支援課(制度に関すること) ☎245-5179 ☎245-5631  
保健福祉センターこども家庭課(申請に関すること)

中央 ☎221-2149 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137  
若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150

### ■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新たに世帯全員の2022年度分の住民税均等割が非課税となった世帯で、2021年12月10日時点で国内に住民登録があり、かつ2022年6月1日時点で市に住民登録がある世帯等(課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除く)に対して給付金を支給します。

支給金額 1世帯につき10万円 申請期限 9月30日(金)消印有効

\*給付金は1世帯1回、重複受給不可。既に2021年度分の住民税非課税世帯に対する給付金を受けた世帯等は対象外です。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 住民税非課税 給付金](#)

#### 申請方法

- ・2021年12月10日以前から世帯全員が市内在住の世帯  
7月以降、市から確認書を順次お送りします。内容をご確認の上、返送してください。
- ・2021年12月11日以降に転入した方がいる世帯等  
申請書(市非課税世帯等給付金コールセンターへ請求、相談窓口【下記】で配布。ホームページから印刷も可)に必要な書類を添付して郵送してください。

#### 相談・問い合わせ

市非課税世帯等給付金コールセンター

☎0120-201-745 8:30~17:30(平日)

耳や言葉の不自由な方

☎245-5541 ☎kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

相談窓口(支給対象の確認や申請は不可)

日時 平日8:30~17:30 設置期間 9月30日(金)まで

会場 中央保健福祉センター13階、花見川保健福祉センター3階、稲毛保健福祉センター1階、若葉区役所1階、緑保健福祉センター2階、美浜保健福祉センター4階